

3. 高齢者のために



3-1 介護保険制度

介護保険制度は、40 歳以上の方全員が被保険者となって加入し、保険料を負担する制度です。被保険者は介護が必要となった時には、要介護認定を受けて介護サービスを利用できる仕組みになっています。(詳細は 42 ページをご参照ください。)

問合せ先 役 場 保 健 福 祉 課 ☎098-889-4416
町地域包括支援センター ☎098-889-3534

3-2 栄養改善事業(配食サービス)

在宅高齢者の方で健康で自立した生活を送ることが出来るよう、栄養バランスのとれた食事を届け、高齢者の食生活の確保と健康保持を図るとともに、安否の確認を行い、在宅生活を支援します。



- ☐対象者 おおむね 65 歳以上の単身高齢者、高齢者のみ世帯等で調理が困難な方
- ☐内 容 月曜日から金曜日 昼食・夕食
- ☐利用料 300 円 / 1 食あたり

※利用希望者の調理能力、経済的状況、親族の支援状況等を総合的に判断し、サービスの可否、利用回数等を決定します。

問合せ先 役 場 保 健 福 祉 課 ☎098-889-4416
町地域包括支援センター ☎098-889-3534

3-3 軽度生活援助事業(ホームヘルパー派遣)

おおむね 65 歳以上の高齢者で日常生活上支援が必要な方に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事援助等の支援を行い心身の健康保持及び生活の安定を図ります。



- ☐対象者 掃除・調理などの支援が必要な方で、介護保険の認定を受けていない方
- ☐利用料 120 円 / 1 時間あたり

※利用希望者の心身の状態、経済的状況、親族の支援状況を総合的に判断し、サービスの可否、利用回数等を決定します。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416
町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

3-4 高齢者外出支援サービス事業

1. おおむね 65 歳以上の在宅高齢者で一般の交通機関を利用することが困難な方に対し、リフト付き車両を使って自宅と医療機関等の送迎を行います（リハビリ通院を除く）。

- 利用料 無料
 □利用時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時(祝日・年末年始除く)
 □利用範囲 町内及び本町に隣接する市町村

2. おおむね 65 歳以上の高齢者の方で歩行に不安があるため、自分で一般高齢介護予防通所事業の開催場所（地域公民館）まで歩くことが困難であり、家族等の援助も難しい方を送迎します。



※利用申請は、地域担当民生委員をとおして受付します。

- 利用料 無料

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416
 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

3-5 日常生活用具給付事業

おおむね 65 歳以上の高齢者に対し、自立支援及び介護予防を促進することを目的として日常生活用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。



給付等品目

- ・歩行支援用具(手すり・スロープ等)・腰掛便座(ポータブルトイレ)
- ・入浴補助用具(シャワー用椅子等)・電磁調理器
- ・火災報知器 ・自動消火器 ・福祉電話(貸与)

負担額

用具によって設定された利用限度額の範囲で購入額の1割の負担、または生計中心者の所得に応じた費用負担があります

※福祉電話は、低所得のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯で緊急連絡手段の確保が必要な方が対象となります。

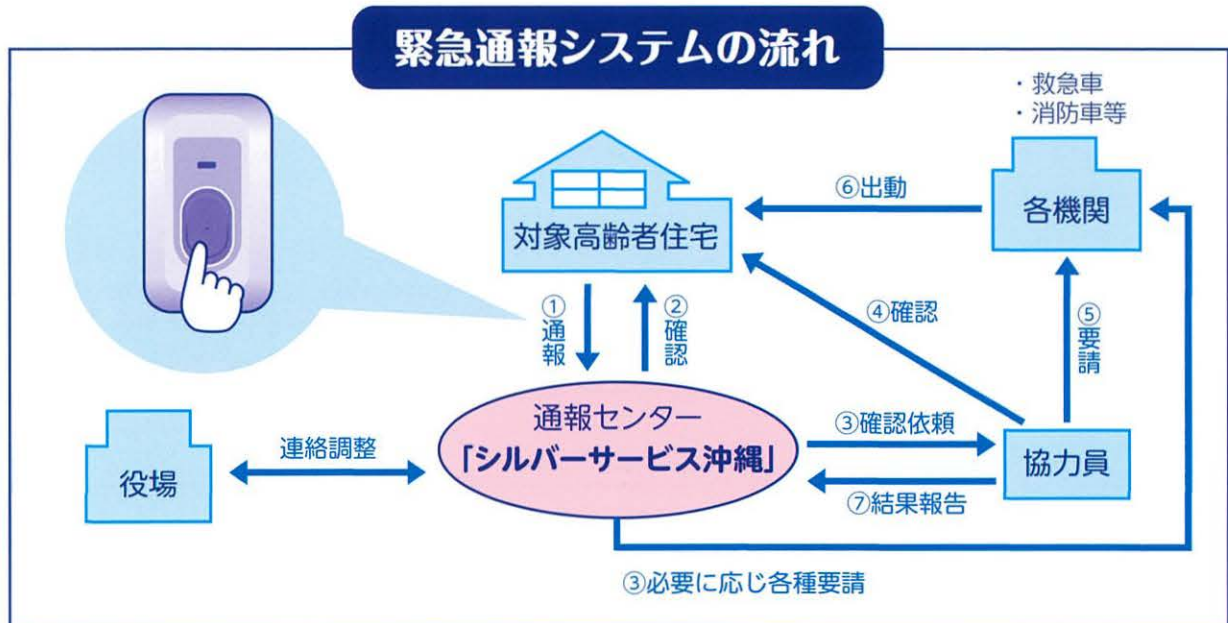
(設置は無料ですが、毎月の基本料金・通話料は本人負担となります。)

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

3-6 在宅老人緊急通報システム

おおむね 65 歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の急病・事故等の緊急時に迅速な対応ができるよう緊急通報システムを設置し、高齢者の日常生活上の安全確保と不安の解消を図ります。

□負担額 設置は無料で電話料・電気代及び利用者の責による修理費については利用者負担となります。



問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

3-7 生活管理指導短期宿泊事業

おおむね 65 歳以上の高齢者で緊急に短期入所が必要となった人に、一時的に介護老人福祉施設を利用してお世話します。

□利用可能日 7日以内
 □利用額 施設利用費用 + 食事代
 □利用施設 介護老人福祉施設 嬉の里

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

3-8 一般高齢介護予防通所事業(地域型)(中央型)

地域の公民館・集会所・ちむぐくる館を拠点にして健康チェック・レクリエーション・趣味活動を提供し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を促進し、社会的孤立感の解消および自立生活の支援を図ります。実施回数および対象者は地域によって異なります。

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213
役場保健福祉課 ☎098-889-4416

3-9 友愛訪問事業

定期的な見守りが必要な世帯を対象に福祉協力員等が訪問し、安否の確認を行いながら孤独感の解消を図ります。

□回数 週1回(火曜日)

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

3-10 ふれあいコールサービス事業

おおむね 65 歳以上の単身高齢者世帯等へ定期的に電話をかけ、健康状態の把握や心のふれあいを図ります。

□回数 週3回(月・水・金曜日)
□利用料 無料

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416
町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

3-11 高齢者健康づくり推進事業

ちむぐくる館健康増進室を有効活用して、高齢者の筋力の維持・向上と健康・生きがいづくりを推進し、あわせて積極的な社会参加を図るため、町内を巡回する福祉バスを運行します。

□回数 週3回(月・水・金曜日)
□内容 (1) 健康推進員による指導
(2) 巡回福祉バス(無料送迎バス)の運行
□利用料 無料

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

3-12 家族介護教室

在宅で介護をしている方が介護の方法や福祉制度および介護者自身の健康づくりについて学び、介護の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

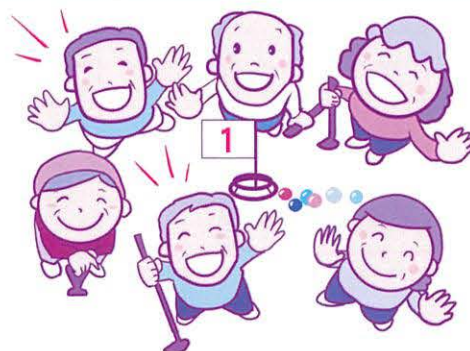
□対象者 高齢者等を介護している家族 他

問合せ先 町在宅介護支援センター ☎098-889-3502
町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

3-13 家族介護者交流事業(リフレッシュ事業)

在宅で要介護状態や認知症の高齢者等を介護している家族の方々が、交流や情報交換およびレクリエーションをとおして日頃の介護疲れを軽減し心身のリフレッシュを図れるよう支援します。

□内 容 交流会、ピクニック 等
□対象者 高齢者等を在宅で介護している家族



問合せ先 町在宅介護支援センター ☎098-889-3502
町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

3-14 南風原町在宅介護者の会「にじの会」

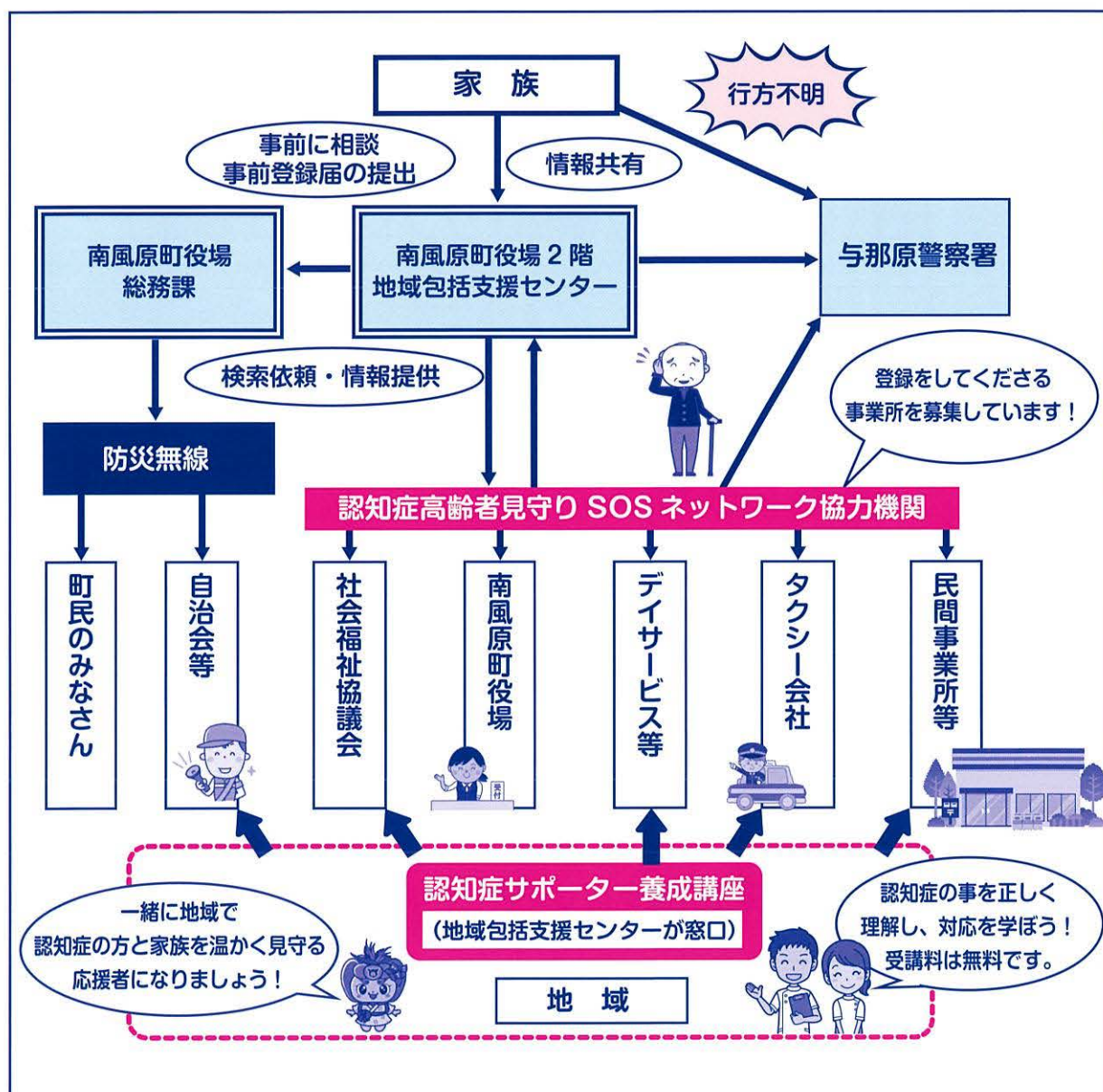
在宅で家族を介護している方々が、家族介護者交流事業等で、情報交換や心身のリフレッシュを図ることで介護負担を軽減し、在宅で安心して介護ができるよう様々な活動を行っています。

問合せ先 町在宅介護支援センター ☎098-889-3502
町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

3-15 認知症高齢者等SOSネットワーク

道迷いのおそれのある認知症高齢者等を早期に発見し保護できるよう、地域関係機関等の支援体制をつくり、高齢者等の安全と家族等への支援を図ります。

□対象者 町内に居住する認知症高齢者等



問合せ先 町地域包括支援センター ☎098-098-889-3534

3-16 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、福祉サービスの利用や支払いなどについて自分の判断で適切に行うことが困難な方に対し、福祉サービスの利用、通帳や印鑑の預かり、入出金等の金銭管理を行い、住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるように支援を行います。

■内 容

- (1) 福祉サービス利用のためのお手伝い
 - 福祉サービスについての説明 ○福祉サービスの利用・終了手続き
 - 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助
- (2) 日常的な金銭管理のお手伝い
 - 家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い ○年金、手当てなどの受け取り
 - 預貯金の出し入れなど
- (3) 書類などの預かりサービス
 - 通帳、印鑑、権利証などの預かり

■対象者

- 認知症の方、精神に障がいのある方、知的に障がいのある方など、福祉サービスの利用や支払いなどについて自分の判断で適切に行うことが困難な方
- 日常生活に不安のある方
認知症と判断されていない、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をもっていないが、日常生活において自分で契約などの判断や金銭管理に不安のある方

■援助の流れ

専門員が利用希望者と相談しながら、契約書・支援計画を作成して契約を結び、専門員（生活支援員）によるサービスが開始されます。

■利用料 1時間あたり 1,200 円（生活保護世帯は減額されます）

■交通費 1キロあたり 10 円（生活支援員がお手伝いの際にかかった距離）

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

3-17 日常的な金銭管理支援事業

判断能力の低下・欠如により自ら金銭管理が困難な方などで、日常生活に必要な金銭管理を行い住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるように支援を行います。

ただし、日常生活支援自立事業などの利用までのつなぎや自立に向けた一時的な支援とします。

□利用料 無 料

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

3-18 老人福祉医療助成金支給事業(おむつ代)

在宅高齢者(病院入院含む)に対し健康保険法等の保険外負担となっているおむつ代を助成します。

- 対 象 者 次の要件全てに該当する方が支給対象となります。
 - (1) 65 歳以上で、おむつ使用が6ヵ月以上継続している。
 - (2) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所(入院)していない。
 - (3) 南風原町に住民登録してから6ヵ月以上になる。
 - (4) 南風原町の介護保険被保険者であること。
 - (5) 生活保護等、他の制度でおむつ代を補てんしていない。
- 支 給 額 月額 2,500 円
- 支 給 時 期 毎年9月末頃(3月～8月分)と3月末頃(9月～2月分)です。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

3-19 家族介護用品給付事業

在宅の高齢者(40歳から64歳で介護認定を受けている方含む)を介護している家族等の負担を軽減し、要介護者の在宅生活の継続と向上を図るため、介護用品を給付します。

- 対 象 者 本町に住所を有する要介護4又は5に相当する在宅の高齢者等で町民税非課税世帯に属する者を介護している家族。家族が別世帯の場合、家族も非課税世帯であること。
要介護者は、南風原町の介護保険被保険者であること。
ただし、入院中は給付を受けることができません。
- 給 付 の 方 法 申請に基づき給付券を発行。町が指定した薬局で給付券を提示し必要な介護用品と交換を行う。
- 給 付 額 1人あたり月額 8,333 円
- 介護用品の種類 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、消臭剤、ラバーシート、ドライシャンプー、うがい薬

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

3-20 後期高齢者医療

この制度は、県内すべての市町村が加入する沖縄県後期高齢者医療連合会が運営主体となります。広域連合では、被保険者の資格管理、保険料や給付の決定などを行い、各市町村は、保険料の徴収と申請、届出の受付、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を行います。

- 対 象 者 (1)75 歳以上：75 歳の誕生日当日から対象となります。
(2)65 歳以上 74 歳未満で一定の障がいのある方：
申請して、後期高齢者医療広域連合から認定を受けて対象者となる
ことができます。
- 保 険 証 後期高齢者医療制度では、**被保険者証が1人に1枚ずつ交付**され、被保険者となる全員が**1人ひとり保険料を納める**ことになります。

- **保険料の決まり方** 被保険者全員が等しく負担する … 「均等割額」
被保険者の所得に応じて負担する … 「所得割額」 の合計になります。

後期高齢医療保険料年額算出表

(令和2年度4月1日現在)

均等割額	+	所得割額	=	保険料
48,440 円		(所得 - 330,000 円) × 8.88%		(上限は 64 万円)

※低所得世帯の方は、保険料が軽減される場合があります。
・均等割額保険料 … 2割軽減・5割軽減・7割軽減・7.75割軽減
(令和3年度以降は7割軽減となります)

【限度額適用・標準負担額減額認定証(限度額認定証)について】

負担割合	所得区分	外 来 (個人)	入院 + 外来 (世帯単位)	入院時の食事 (1食あたり)	限度額 認定証 対象者	【限度額認定証 あり】 →自己負担限度額 までの支払いに とどめられます。
現役並み 所得者 3割負担	課税世帯 区分(現役並み)Ⅲ 課税所得 690 万以上	[252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%] (140,100 円)※		460 円	×	
	限度額認定証該当 (課税世帯) 区分(現役並み)Ⅱ 課税所得 380 万以上	[167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%] (93,000 円)※		460 円	○	【限度額認定証 なし】 →①自己負担限度額 の全額支払い。 →②後日自己負担 限度額を超えた分 が【高額療養費】 約5ヵ月後に通帳 に還付されます。
	区分(現役並み)Ⅰ 課税所得 145 万以上	[80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%] (44,400 円)※		460 円		
1割負担	課税世帯 一般の方	18,000 円	57,600 円 (44,400 円)※	460 円	×	
	限度額認定証該当 (非課税世帯) 区分(低所得)Ⅱ	8,000 円	24,600 円	210 円 過去 12 ヶ月 の入院数 90 日以内	○	○印で対象の方は 申請できます。 【申請に必要な書類】 ①被保険者証 ②認印 ③代理の場合: 窓口に来る方の 身分証明証
	区分(低所得)Ⅰ	8,000 円	15,000 円	160 円 過去 12 ヶ月 の入院数 91 日以上 100 円		

※同一世帯で 12 ヶ月以内に高額療養費の支給月数が 3 ヶ月ある場合には、4 ヶ月目から限度額が軽減されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証とは？

限度額適用・標準負担額減額認定証は、同じ世帯の方が全員、住民税非課税のときに交付を受けることができます。町国保年金課窓口で交付を受けると、上記【自己負担限度額:月額】のとおり入院したときの自己負担額と食事代が減額されます。

適用区分については、年金の種類や収入などに応じて異なりますので、詳しくは町国保年金課窓口でお問い合わせください。

特定疾病療養認定

厚生労働大臣が指定する特定疾病(「先天性血液凝固因子障害の一部」、「人工透析が必要な慢性腎不全」、「血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症」)の方は入院時の一部負担金は医療機関または薬局ごとに 1 ヶ月 10,000 円を限度とします。

「特定疾病療養受給証」が必要になりますので、町国保年金課窓口申請してください。

問合せ先 役場国保年金課 ☎098-889-1798

3-21 高齢者記念品等の贈呈

トーカチ（88 歳）、カジマヤー（97 歳）、新 100 歳の方に記念品等を贈呈して高齢者の長寿を祝います。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

3-22 南風原町老人クラブ連合会

老人クラブでは、会員が生きがいづくり・仲間づくりをとおして、生活を豊かにするための活動を行うとともに、その知識や経験を活かして社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくりをめざしています。

- 主 な 活 動
- ・ 地域見守り活動（パトロール）
 - ・ スポーツ大会（グラウンドゴルフ、ボウリング等）
 - ・ カラオケ大会
 - ・ 女性部活動（友愛訪問、福祉レク・手工芸・料理講習会等）

- サークル活動
- ・ 民踊サークル
 - ・ カラオケサークル



問合せ先 南風原町老人クラブ連合会（南風原町社会福祉協議会内）
☎098-889-3213

3-23 字老人クラブ助成金の交付

町内の字老人クラブに対して活動助成金を交付します。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

3-24 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額

高齢者等が、一定の要件を満たしてバリアフリー改修工事を行った場合、3 ヶ月以内に申請すると翌年度分の固定資産税額が3 分の 1 減額されます。
お問い合わせのうえ手続きしてください。

問合せ先 役場税務課 ☎098-889-4413

長寿の祝い

還暦（60 歳）

生まれた年の干支に再び戻ることからこの名称があり、子どもたちから贈られた赤の布のチャンチャンコを着る習慣がある。

古希（70 歳）

漢詩の「古来稀なり」に由来。

喜寿（77 歳）

喜の草書体の「乚」が「七十七」に見えることからきた名称である。

傘寿（80 歳）

傘の略字「伞」が「八十」に見えることから。俗称では「はと寿」とも言う。

米寿（88 歳）

八十八を一字にすると「米」になることから。沖縄ではトーカチ祝（8月8日）

卒寿（90 歳）

卒の通書体「卒」が「九十」に見えることから。

白寿（99 歳）

「百」から第一画をとると「白」の字になることから。

※沖縄の生年祝い（トシビー）

13才、25才、37才、49才、61才、73才、85才

◎97才はカジマヤー祝（旧暦9月7日）

